○○区民名簿取り扱い規程

（総則）

第１条　この規定は本自治区において、個人情報保護のため、○○区民名簿（以下、「名簿」という。）の適正な管理運用方法について定めるものである。

（名簿の定義）

第２条　本規定の対象となる名簿は、区民の氏名、住所、連絡先、性別、生年月日等が記載された個票とする。

（名簿の利用目的）

第３条　名簿は、次の目的のために利用する。

(1)区民相互及び役員との諸連絡

(2)区民数の把握

(3)災害時の避難、救助活動等の基礎データ

(4)地域福祉活動及び民生委員活動の基礎データ

（名簿の目的外利用の禁止）

第４条　名簿は、記載本人の同意がなければ前項の目的外の利用及び第三者への提供を行ってはならない。

（名簿管理責任者）

第５条　名簿管理責任者は、区長とする。

（名簿の作成）

第６条　区民情報は、個票により収集する。

２　区民情報を収集する際は、区民に利用目的を明確に説明しなければならない。

（情報収集の時期）

第７条　区民情報は毎年更新するものとし、収集時期は、通常総会において決定する。

２　事業年度の途中に入会した区民については、入会時に収集する。

（名簿の保管場所）

第８条　名簿は事務所（または区長宅）において保管する。

（名簿の廃棄）

第９条　名簿を廃棄するときは、判読できないようシュレッダー等を利用して処理する。

附則

この規程は、　　年　　月　　日から施行する。